

医政発 0331 第 101 号  
令和 3 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の  
一部を改正する省令の公布について (通知)

歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令の一部を改正する省令 (令和 3 年厚生労働省令第 85 号) については、別紙のとおり令和 3 年 3 月 31 日に公布されました。

改正の内容は下記の通りですので、貴職におかれましては、これを御了知いただくとともに、貴管内の市町村 (特別区を含む。)、保健所、関係団体等に対し、周知をお願いいたします。

記

## 1、改正の趣旨

歯科医師臨床研修制度については、歯科医師法 (昭和 23 年法律第 202 号。以下「法」という。) 第 16 条の 2 第 1 項において、厚生労働大臣の指定する病院若しくは診療所等で受けなければならないこととされている。当該指定に関する必要な事項は、法第 16 条の 6 の規定により厚生労働省令で定めることとされているため、歯科医師法第十六条の二第一項に規定する臨床研修に関する省令 (平成 17 年厚生労働省令第 103 号。以下「省令」という。) において、臨床研修施設の区分や研修管理委員会の構成、開設者が行うべき手続き等について規定している。

近年の社会環境の変化や歯学教育モデル・コア・カリキュラムの改訂等を踏まえた歯科医師臨床研修制度の見直しを行うため、「歯科医師臨床研修制度の改正に関するワーキンググループ」において必要な検討が行われ、令和 2 年 1 月に報告書が取りまとめられた。

今般、当該報告書で、

- ・ 研修プログラムの補完を行う臨床研修施設として、「協力型臨床研修施設 2 (仮)」を新設すること
- ・ 研修管理委員会の役割として、指導体制や研修状況の把握等を明確化する

るとともに、研修プログラムに関わる臨床研修施設間の連携を推進すること等の方向性が示されたことを踏まえ、省令について所要の改正を行った。

## 2、改正の概要

臨床研修施設の区分について、

- ・ 3月以上の臨床研修を行う「協力型臨床研修施設」を「協力型（Ⅰ）臨床研修施設」とするとともに、
- ・ 研修期間を5日以上30日以内とする臨床研修施設として「協力型（Ⅱ）臨床研修施設」を新設した。それに伴い、現行の「連携型臨床研修施設」の類型は廃止し、現在「連携型臨床研修施設」として指定を受けている施設は、「協力型（Ⅱ）臨床研修施設」に移行することとした。（第3条の改正、附則第2項関係）

研修管理委員会について、

- ・ 臨床研修の実施状況の管理を行うとともに、研修プログラムの質の向上に努めなければならないこととし、
- ・ 管理型臨床研修施設に設置される研修管理委員会については、当該病院又は診療所に係る臨床研修施設群を構成するすべての臨床研修施設の研修実施責任者を構成員に含まなければならないこととした。（第7条の改正関係）

申請等手続の簡素化等の観点から、

- ・ 臨床研修施設の指定申請について、申請書の記載事項から「指導歯科医の担当分野」を削除し、申請期限を「前年度の6月30日」から「前年度の4月30日」に変更した。（第4条の改正関係）
  - ・ 変更の際に届出が必要な事項について「臨床研修施設の所在地」を追加し、「指導歯科医の担当分野」を削除するとともに、省令第8条第1項第4号から第6号及び第8号から第11号に掲げる事項に係る変更については、指定基準に適合しなくなった場合を除き、年次報告と併せて報告できることとした。（第8条の改正関係）
  - ・ 施設の開設者が厚生労働大臣に提出する報告書の記載事項から「管理型臨床研修施設であるときは、前年度の臨床研修施設群を構成する病院又は診療所相互間の連携状況」を削除した。（第12条の改正関係）
- その他所要の改正を行った。

## 3、施行期日

令和3年4月1日

以上